



Title	日本語可能構文の統語語用論的研究 [全文の要約]
Author(s)	李, 娜
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第15118号
Issue Date	2022-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/86467
Type	doctoral thesis
File Information	Na_Li_summary.pdf



学位論文内容の要約

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名：李 娜

学位論文題名

日本語可能構文の統語語用論的研究

本研究は、「日本語可能構文の統語語用論的研究」というテーマのもとに、可能構文の実際の運用に着目し、可能構文に関する形式及び意味といった統語論的特徴を整理したうえで、語用論的機能をめぐって考察したものである。

日本語では、可能を表す形式として可能動詞形（「行ける」）、助動詞形（「食べられる」）、またはデキル形が挙げられる。日本語の可能構文に関する研究では、助動詞形のラレルに注目する際に、その形式が表す受身・尊敬・可能・自発という多様な用法間の関係を議論するものが多い。また、可能の意味を議論する場合、大きく能力可能と状況可能の二種類に分けられていると現状では言えるだろう（井島 1991, 渋谷 1993 など）。しかしながら、可能形式は発話場面において、可能以外の用法でも用いられる。これまでに、可能形式が表す可能以外の用法は周道的に扱われており、重要なテーマとして取り上げられていない。本研究は、形式と機能の両方向から、統語論的特徴を考慮しながら、語用論的な知見を加え、可能構文を多角的に分析し、解明することを目標とする。

本論文は、大きく「理論的枠組みに関する予備的議論」と「可能構文の諸相に関する議論」の2つの部分に分けることができる。以下では、それぞれの部分に関する考察結果をまとめる。

まずは、予備的議論として、「言語行為論」「推意」「ポライトネス」の3つの理論的枠組みを整理した上で、本研究での理論的基盤を確立した。そのうち、「言語行為論」については、「発話内行為の分類」、「発話の「力」の由来」、「言語的要素の役割」という3つの点に着目し、発話内行為の分類法の代わりに「情報伝達」「行為拘束」「行為指示」「情緒表出」4つ発話目的から可能構文を分析することを提案した。また、可能形式が出現する平叙文と疑問文の用法を考慮する必要があると述べ上で、発話の「力」については、言語形式本来の意味に由来する力とそこから逸脱した意味に由来するものの2種類に分けた。さらに、相互行為の観点から、可能構文を例として、話し手と聞き手それぞれの立場から言語行為の伝達及び解釈プロセスを提示することで、言語

行為の成立とは話し手の判断であり、成功とは話し手と聞き手の両方の立場からの判断であることを主張した。

そして、「推意」の枠組みについては、文脈への依存度や慣習化の固着度という連続な度合いから取り消しの難易度を判断し、推意の認可条件を示した。このような認可条件によって、可能構文の推意は「可能本来の意味と深く関わるもの」と「別の命題内容に入れ替えられるもの」の2種類があることがわかった。この二種類の推意はともに言われたことと推意されたことの間層に位置づけることができる。さらに、本研究は、協調原理のみならず、共通基盤、文脈の概念や分類を援用することで、可能構文から見られた可能と異なる用法における言語要素及び知識の役割を明らかにし、従来の間接発話行為の概念を使用せずに解釈できると主張した。さらに、推意は話し手の意図によって伝達するものであれば、その取り消しも話し手による遂行される一方、聞き手がその推意を順調に受け取らない場合は取り消しではなく、推意伝達の不成功であると指摘した。推意の概念を導入することで、可能構文が表す可能と可能ではない用法との関係が明確となり、それぞれの意味によって達成できた発話目的の由来も明らかとなった。

ポライトネス理論については、話し手と聞き手との間の D (social distance), P (relative power), R (ranking of the imposition) という3つの要素に注目し、元々定まっている D_0 , P_0 , R_0 と区別し、異なる形式の使用によって調整後のものをそれぞれ D_1 , P_1 , R_1 と設定した。そして、 D_1 , P_1 , R_1 による形成された W_1 と本来の W_0 と比較する分析方法を提案したうえで、話し手と聞き手それぞれの立場という方向性からの分析方法を示した。さらに、聞き手への配慮から生じた動機を聞き手志向と呼び、話し手自身への配慮から生じた動機を話し手志向と呼ぶ。このような二方向から考察する枠組みを提案した。

以上では、本研究で用いる理論的枠組みに関する考察結果を示した。これらの枠組みにおける提案は可能構文のみならず、他の文法現象へも応用できる。さらに、本来別系統である「言語行為論」と「推意」は、「発話目的」を達成する「意味」という点によって、両者の関係がわかった。そして、これらの理論において、話し手と聞き手の両方の立場から考察することは従来の研究と異なる点である。

次に、可能構文の諸相に関する考察結果を [1] 可能の意味に関する再検討, [2] 可能形式の構文類型, [3] 可能構文の語用論的用法, [4] 可能構文の発話動機及びその効果という4つの部分に分けてまとめる。

[1] 可能構文の意味に関しては、これまでに、事態の成立要因によって「能力可能」と「状況可能」に分類されることが多い。本研究では、可能の意味を表す形式を整理

した上で、文の叙述タイプという観点から、可能構文の意味用法を議論してきた。時間的限定性の観点から、能力可能と状況可能の2つの用法に動作主あるいは動作対象に関わる時間的限定性をほぼ受けない共通点に着目し、「能力可能と状況可能に関わらず、可能構文は無標の場合において、ある動作主・動作対象について能力に関する恒常的な性質を叙述するもの」という可能構文の意味基盤を明確にした。

そして、この意味基盤によって、能力可能を「基本的に動作主また動作対象の恒常的属性あるいは恒常的属性の一時出現を表すもの」と、状況可能を「外部の状況が恒常的な属性を活性化する。一時にその結果の出現、またはどのように出現するかを表すもの」と定義した。この2種類の用法のうち、能力可能は可能形式の基本的な意味用法であり、状況可能は、能力可能を前提として、外部の要因によって実現にされる事態を叙述するものである。本論は、この2種類の用法を可能形式の中核的な用法として位置付けた。

このうえ、可能形式を構成する動詞の制約から、過去時制やテイル形の用法まで、時間的限定性は関わることがわかった。また、恒常的な属性は可能構文の意味基盤であるものの、可能構文は否定あるいはタ形の関与で異なる特徴を見せている。さらに、「跳べることができる」のような2つの可能形式が同時に現れる現象を取り上げ、「跳べることができる」における「跳べる」は、動作の実現状態を表しており、事態成立の条件よりその結果状態が前面に出ていると指摘した。

[2]に関しては、可能構文の意味基盤を明確にした上で、「ガーガ」「ガーヲ」「ニーガ」の3つの格パターンや「ハ」、「ゼロ助詞」を含める可能形式の構文類型について、文法論における考察結果を踏まえて、情報構造論の側面から考察してきた。文法論の側面では、ガ格、ニ格は動作主体を標示しており、ヲ格は動作対象・経路を標示しており、可能構文においても本来の意味格を維持することができる。一方、動作対象を標示するガ格は可能構文の性質によって生じたものであり、情報構造の情報ステータスと深く関わっていることがわかった。そして、文レベルでは、「ハ」は「主題」と「対比」の二通りの解釈を持っているが、特定の文脈に置かないと、属性叙述の可能構文にある「ハ」は主題を提示する機能に傾いており、事象叙述の「ハ」は対比の機能に解釈されやすいことを示した。

つづいて、情報構造の側面から焦点を「不十分の命題内容を充実する情報」と限定し、認識上重要な部分と伝達上重要な部分をそれぞれ「認識重点」と「伝達重点」という範疇を設定した。この区分により情報構造上において、「①ガーヲパターン」は「焦点・認識重点ガ+対象標示ヲ」、「②ガーガパターン」は「認識重点ガ+焦点・伝達重点ガ」、「③ニーガパターン」は「認識重点ニ+伝達重点ガ」それぞれの機能を担っている

ことわかった。そして、この三つの格パターンは任意に交替するのではなく、「①→②→③」という順序で出現することを指摘した。また、「ガーヲ」パターンについては、ヲ格がプロソディ的な卓立など明確な対比を伴わない限り、文焦点と解釈しにくいいため、情報構造上の欠落が「ガーヲ」パターンの不適切の理由の1つであると主張した。

そして、対比の「ハ」は伝達上の重点になる場合が多い一方、属性の持ち主を標示する「ハ」は認識上の重点に関わる活性化した情報を標示するものである。発話者が、言語形式と関連する世界知識や言語知識のみならず、記憶にあるものや目の前にある状況によって活性化のプロセスを発動する機能もあると述べた。最後に、可能構文における「ゼロ助詞」は、先行研究で指摘しているようにゼロ助詞を使用することで情報上の均衡化が行われているが、「ハ」は無助詞化できるものの、文脈によって伝達重点が判断できる点が変わらない。また、格パターンにおいて、認識重点と焦点を標示する格を無助詞化することによって、それぞれの機能が弱まるが、伝達重点は文脈によってその機能が維持できると指摘した。

[3] に関しては、「言語行為論」及び「推意」に関する語用論的な観点から、可能構文が可能の他にどのような用法があるか、またそれらの用法の解釈プロセス及び位置づけを議論してきた。その結果、可能構文が異なる動作主や文脈の共同作用で、能力可能と状況可能の意味を踏まえて、異なる共通基盤が形成され、多様な解釈をもたらすことを判明した。結果として、可能構文は「提案—(却下) 断り」「依頼—断り」「許可—不許可・禁止」「情緒表出」に解釈できることがわかった。

まず、肯定平叙文において、可能構文は「提案」、「許可」また「情緒表出」の3種類の用法がある。そのうち、「提案」の用法は動作主が話し手(能力可能と状況可能)、聞き手(状況可能)、第三者の場合(能力可能)から考察できたが、どちらの場面でも先行発話、つまり形式文脈の作用が大きい。つづいて、「許可」の用法は、動作主が聞き手の場合のみに見られた。「許可」という用法の成立は、形式文脈(先行発話)の他、発話者間で共有している集団の知識が重要であることがわかった。そして、「情緒表出」の用法は、形式文脈及び状況文脈によって、動作主が話し手の能力可能または動作主が第三者の状況可能の場面に形成できる。つづいて、否定平叙文では、可能構文は「却下」「依頼」「不許可(禁止)」の3つの用法に解釈できる。「却下」は「提案」に対する回答であるため、先行発話の形式文脈があれば、能力可能と状況可能に問わず動作主が話し手や第三者の場合に出現できる。また、「依頼」については、動作主が話し手と第三者の場合において状況可能に関わる不可能を述べることで、聞き手に対して間接的に行為の改善を要求している。それから、「不許可(禁止)」は肯定平叙文にある

「許可」と同様に、動作主が聞き手の場面のみに現れており、発話者間で共有している集団の知識が働いていることがわかった。

平叙文の次に、疑問文にある可能構文は可能の他に「依頼」「許可」「反語」の用法が見られた。疑問文において、動作主が話し手や第三者の場合は、「可能」という意味が成立することにも制約がある。「依頼」の用法は主に動作主が聞き手であり、能力や利益関係が確定の場面のみに出現する。その際に、形式文脈と状況文脈とともに働いている。疑問文にある許可は、許可を求めることを指しているが、成立するルートが平叙文と同様である。そして、反語の用法は可能形式に由来するのではなく、疑問文の形式から影響を受けているが、情緒表出として解釈できる。

そのうえ、本研究では以上で挙げている用法を「行為指示類」と「情緒表出類」に分けており、それぞれが推意としての位置づけ及び取り消しについて分析してきた。

「行為指示類」にある「提案—(却下)断り」「依頼—断り」「許可—不許可・禁止」のうち、「許可—不許可・禁止」の用法は、可能に関する条件をコントロールすることによって推意を取り消しできる。ただし、その条件はより慣習化しているものであれば、取り消しの難易度が高くなる。そして、可能構文が依頼として成立する際に、社会的ルールのような制限を受けないため、効率の側面から考えると慣習化の度合いが高い。また、日本語において「提案」及び「断り」を表す専用形式がなく、可能構文がこれらの用法に解釈する際に主に先行発話の性質によって決まっており、取り消しの難易度が高いため、慣習化が進んでいると言える。最後に、「情緒表出類」については、反語は疑問文の推意として慣習化しており、取り消しすることが難しい。これに対して、「情緒表出」は可能構文を使用する際に付属的なものであり、反語より強い推意とは言えない。

最後に、[4]に関しては、本研究では、従来のポライトネス理論を踏まえて、さらに対人的配慮を優先するという聞き手志向と自分の面子や情緒を優先する話し手志向の2つの側面から、上述のそれぞれの用法において他形式と比較しながら、可能構文がどのように調整するかを考察してきた。同様の解釈を持つ形式間の比較を行った際に、可能構文から見られた可能以外の用法について、「依頼」「許可/禁止・不許可」はそれぞれ専用の言語形式があるのに対して、断りと提案の用法は専用形式がないため、発話者の意志を明示する動詞辞書形及び授受表現の「てあげる」を取り挙げている。

聞き手志向の立場から見ると、まず依頼の用法について、可能構文は、D、P、Rという3つの要素の影響で選択されることがある。さらに、可能構文の使用によって、定まっているD₀、P₀、R₀に関する心理的な捉え方を調整することもできる。そして、許可や禁止・不許可の用法は、主にPが関与しているが、可能構文を用いることで、

権限が明確に現れておらず、 R_0 を調整することができる。しかし、他の要素を調整する効果が見られなかった。つづいて、断りと提案の用法に関しては、可能構文は、 D_0 、 P_0 、 R_0 に関する調整の効果がないが、相手のフェイスへの侵害を緩和する機能がある。ただし、これは、可能構文は適切な使用状況において、断りや提案のみならず、他の用法にも見られる効果である。

そして、話し手志向の立場から、相手に対して逃げ道を用意すると同時に、自分への退路あるいは自分の面子を守るという効果が見られた。特に、話し手は相手から利益をもらう場合、断られる際の対応として、このような効果がある。また、話し手は受益側ではない場合、話し手志向として自分の品位を保つと捉えることができる。最後に、本研究では、情緒表出の使用動機について、聞き手への配慮より、自分の情緒を優先しているため、話し手志向的な用法と位置付けた。

以上の考察結果からわかるように、可能構文は単独な文法項目ではなく、多くの言語現象と関わっている。本研究は、従来統語論や意味論で論じてきた可能構文を語用論的な分析を加えた。隣接分野とのインターフェイスに着目し、統語論的や意味論的に説明しきれない部分を語用論の考え方や成果を参照することによって、日本語の可能構文について、より精密に解釈することができた。そして、構文全体に注目し、理論的枠組みや機能の類型を整理することで、他の統語現象にも応用できる。さらに、本研究で取り上げた可能構文は、日本語のみならず通言語的な言語現象であり、他言語と対照することで、その言語の運用上の特徴も明かとなる。このような特徴が活用できれば、互いの言語教育の場においても実用的に貢献できると考えられる。今後の課題としては、理論的枠組みを精密化したうえで、可能構文を出発点として、他の統語論的現象と関連付けて、考察を拡大していきたい。